

概要

ヨーロッパ連合 (EU) 諸国で商標登録をとるためには、以前であれば国毎に登録をとらなければなりません。ただ、ベネルクス体制の下では、ベルギー、オランダ、ルクセンベルグ三国にまたがる一つのベネルクス登録が認められています。しかし、CTM制度では、一つの登録がEU全域に効力が及ぶというものです。従前の国内商標登録やマドプロによる国際商標登録もCTMと並行して可能で、適宜選択して利用されていますが、CTMの特徴は、EU加盟27ヶ国のすべてで個別に登録をとり、更新するのに比べると、はるかに経済的だということです。CTMは、スペインのアリカンテに所在するOHIM (Office for Harmonisation in the Internal Market)事務局 (欧州共同体商標意匠庁ともいう)によって運営・管理されています。

誰が出願できるか?

個人または法人がCTM出願できます。

いかにして出願するか。

出願は、直接OHIMにもできますし、EU各国の商標庁等の所轄官庁を通じておこなうこともできます。

EUに居所をもたない出願人、商標所有者、異議申立人は職業的ヨーロッパ商標代理人または各国で資格をもった弁護士によってもおこなうことができます。

出願はEU各国の言語で出願できます。しかし、同時に、第二言語として、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語の内一つを選択しなければなりません。この選ばれた言語は、

- (1) もし、出願人がOHIMの公用言語以外で出願した場合、OHIMは選ばれた第二言語を使うことができます。
- (2) 異議申立人は第二言語を使うことができます。

もし要件が満たせばマドプロを通じてのCTM出願も可能です。詳細は当事務所が作成したマドプロ案内書を参照してください。同案内書に詳記した一般原則は、マドプロを基礎にしたEUの指定に適用されますが、手続的には、特に、審査手続きから異議申立手続きへの進行上に違いがありますので注意を要します。案内書では別々の頁に説明されています。

出願の対象は

商品または役務の識別ができる標識であれば登録可能です。標識には商品の形状、包装、色彩、音響が含まれます。

登録性のない標識は次の通り。

- ・ 記述的商標 (ただし、実質的なEU域内での使用による識別性を獲得した場合は除く)
- ・ 商品本来の形状
- ・ 技術的な成果を得るための形状
- ・ 商品の形状に相当な価値を付加する場合

- ・ 特定の商品を表示するため業界内で使用されている文字または図形からなる商標 (慣用商標)
- ・ 商品の性質、品質、地理的出所に関し公衆を欺くおそれのある商標
- ・ 公序良俗に反する商標
- ・ パリ条約第6条の3の規定により保護された標識 (国旗、及び国の紋章)
- ・ EUのいずれかの国において非難的または侮辱と思われる標識

EUの23の公用語は次の通り。

ブルガリア語	ドイツ語	ポーランド語
チェコ語	ギリシャ語	ポルトガル語
デンマーク語	ハンガリー語	ルーマニア語
オランダ語	アイルランド語	スロバキア語
英語	イタリア語	スロベニア語
エストニア語	ラトビア語	スペイン語
フィンランド語	リトアニア語	スウェーデン語
フランス語	マルタ語	

これら言語のいずれかで表記した商標が記述的の他不登録理由に該当する場合は、拒絶の対象となります。

一出願で複数の商品区分が指定できます。4区分以上になると、1区分当たり追加の印紙代が必要です。分類はニース協定による国際分類表を採用しています。

審査とサーチ

OHIM事務局は、出願商標の登録性については識別性を主とした絶対的拒絶理由しか審査しません。審査官は、商標が識別力を欠く要素を含む場合にはその部分を権利不要求とすることを出願人に求めます。それは、そのような部分を含む商標権が行使されたときに、保護の範囲をめぐって現実的な疑義が生じるおそれがあるからです。もし、先行するCTM登録またはCTM出願が発見されたときは、出願人とその商標の所有者の両方に通知されます。それに基づいて

異議申立をする・しないは先行商標の所有者の一存にかかっています。

先行する国内商標との衝突に関しては、(追加料金)ある国の所轄官庁に調査を請求することができます。しかしながら多くの国では(英国、フランス、ドイツ、イタリア等)審査は行っていません。万一、競合する先行商標が発見されたときは、出願人だけに通知されます。先の商標の所有者は、市場において衝突が起っていないかを見ていることにはなりますが、“衝突がある”といえるためには、商標が似ており、しかも商品または役務が似ているために需要者側に現に混同が生じているか、生じる可能性がきわめて高い場合に限られます。抽象的な比較ではありません。

異議申立

直接にOHIM事務局に出願された商標が、OHIMによる絶対的拒絶理由審査を通ると、異議申立のための出願公告になります。異議申立の期間は3ヶ月です。CTM国際登録として認められるために、絶対的拒絶理由による拒絶を克服する前に、異議申立手続を開始することが可能です。

異議申立できる人は下記の者に限られます。

- ・ 先行の出願商標または既登録商標(商標はCTMまたは国内商標いずれも可)の所有者
- ・ 一地方に限定されない範囲で周知な未登録商標で、本国においてCTMの使用を制限する権利を付与されている商標の所有者
- ・ パリ条約6条の2規定の周知商標に該当する商標の所有者

異議申立に負けた当事者は相手側の費用を負担しなければなりません。

異議申立は、絶対的拒絶の元ではなく優先権が有る場合だけ、たとえばマークが記述的あるいは紛らわしい場合はできません。

CTM制度の特徴は、もし出願がEUに所属する国の誰かの権利を理由に異議を申立てられ、登録が認められなかった場合は、CTM登録はとれません、そのCTM出願を国内商標登録に変更することで、別の出願をEU加盟国の内障害のない国におこなうことができます(マドプロ経由も可)。出願日(優先権主張出願の場合は優先日)が援用できます。更に詳しくは“CTM異議申立”を参考にしてください。

第三者によるオブザベーション

出願の公告後、第三者は出願に対し“オブザベーション”を提出することができます。“オブザベーション”は、絶対的拒絶理由の場合で、根拠ありと思われる場合には再度審査されますが、つぎには拒絶されるでしょう。出願人には“オブザベーション”の写しが送付され、出願人に答弁の機会が与えられます。

先取権

EU加盟国のいずれかに既に国内商標登録をもっており、そして、または国際商標登録がさらに同じ商標に関してEU加盟国全部にCTM登録をとろうとする場合、最初の国内登録

の選定日がその商標を所有した日として対応する国において認められます。

CTM出願の日から2ヶ月以内に先取権を保有する旨を表明しておくことが望まれます。先取権はCTM登録後もできます。

使用

CTMの登録権利者は、登録後5年間はEU各国において“真正に使用”する義務があります。

もし継続して5年間使用されないときは、登録は不使用を理由に取り消されます。

しかし“真正なる使用”はEU加盟国の一国だけで十分です。使用は一国のみでも保護は全加盟国に及びます。更に詳しくは“CTM先取権”を参考にしてください。

権利の消尽

CTM登録権者が侵害者を訴えることのできる権利は、権利者自身、または使用権者が、EU加盟国のいずれか一国でその商標を付した商品を市場に出せば、その商品については消尽されます。

無効

CTM登録は、もしそれが絶対的拒絶理由または相対的拒絶理由を看過して登録されたことが立証された場合、無効にされます。

しかし、無効理由のある他人のCTMが5年間使用されていることを黙認していた場合は、先登録の保有者はそのCTMの有効性を争うことはできません。

譲渡

CTM登録は単一の登録であるので一部譲渡はできません。しかし、商品または役務毎の分割譲渡は可能です。譲渡を第三者に対抗できるようにするためにはOHIMに登録しておく必要があります。

使用許諾

CTMは、EU加盟国の全部または一部において使用許諾することができます。登録されていれば、商品または役務のすべてまたは一部を使用許諾できます。

使用権の設定はOHIMに登録しておけば第三者に対抗することができます。

存続期間と更新

CTM登録は登録の日から10年間存続し、以後、10年毎に永久に更新できます。

ヨーロッパ連合とヨーロッパ共同体

ヨーロッパ共同体(EC)は、ヨーロッパ連合(EU)を単一の市場としてみたものです。これに対しヨーロッパ連合は、さらに外交、安全保障面の統合も含むものです。したがって、ヨーロッパ共同体は、ヨーロッパ連合諸国全部をカバーする統合された商標権に関して使える公式の表現といえます。

現在のヨーロッパ連合の加盟国

オーストリア	ラトビア
ベルギー	リトアニア
ブルガリア	ルクセンブルグ
キプロス(南)	マルタ
チェコ	オランダ
デンマーク	ポーランド
エストニア	ポルトガル
フィンランド	ルーマニア
フランス	スロバキア
ドイツ	スロベニア
ギリシャ	スペイン
ハンガリー	スウェーデン
アイルランド	英国
イタリア	

ヨーロッパ連合の拡大が、ヨーロッパにおけるCTM体制や一般の知的財産権にどんな影響を与えたかについての情報は、当事務所が発行している「知的財産情報」案内書にある「EUの拡大が及ぼすCTM、ヨーロッパ連合意匠、ヨーロッパ特許などにどのような影響を与えるか」を参照してください。
(Enlargement of the EU – effect on Community Trade Marks, Community Designs and European Patents) 英文

ジブラルタルおよびジャージへの拡大

CTM登録があると、自動的にフォークランド島、アイルランド、ジブラルタルおよびジャージに登録がなくても保護が及びます。

上記情報は概要であり、法律および実務に関する最終的なものではありません。Mewburn Ellis LLPおよびその他の知的財産に関する詳しい情報は、ホームページwww.mewburn.comにお尋ねください。Mewburn Ellis LLP is a Limited Liability Partnership registered in England (no. OC306749). Registered Office at 33 Gutter Lane, London EC2V 8AS

London
33 Gutter Lane
London
EC2V 8AS
Tel: 020 7776 5300
Fax: 020 7776 5399

Bristol
22-24 Queen Square
Bristol
BS1 4ND
Tel: 0117 945 1234
Fax: 0117 926 5692

Manchester
Bridgewater House
Whitworth Street
Manchester M1 6LT
Tel: 0161 247 7722
Fax: 0161 247 7766

Cambridge
Newnham House
Cambridge Business Park
Cambridge CB4 0WZ
Tel: 01223 420383
Fax: 01223 423792